解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

滋賀県高島市新旭町旭一丁目一〇番一

財団法人高島地域地場産業振興センター

代表清算人　川島　諦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

奈良県宇陀市榛原石田一四七―二番地

財団法人伊那佐協和会

代表清算人　山田　邦雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

和歌山県紀の川市貴志川町神戸五五七番地

財団法人那婦連奨学会

代表清算人　吉田　征道

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

広島県福山市神辺町大字川北八九五番地の一

財団法人神辺川南会

代表清算人　今川　剛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

山口県下関市豊北町大字田耕二六二七番地の三

杣地生産森林組合

清算人　北田　弘志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

仙台市若林区若林一丁目八番二四号　サウスキャスル仙台内

サウスキャスル仙台管理組合法人

清算人　久保　明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

高知県土佐郡土佐町土居一九四番地

財団法人土佐町開発財団

代表清算人　和田　守也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

広島県庄原市東城町帝釈未渡二〇二二番地

財団法人帝釈会

代表清算人　森脇　利和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月三十日開催の社員総会の決議により、平成二十五年八月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月七日

鹿児島市鴨池新町一〇番一号

社団法人鹿児島県水道協会

代表清算人　霜出　勘平

第二十五期決算公告

平成二十五年七月二十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部		
流動資産	三、八〇七、〇七一	
固定資産	六一一、二〇六	
合計	四、四一八、二七七	
負債及び純資産の部		
流動負債	一、〇八七、七一二	
固定負債	四五四、四九二	
株主資本	二、七六三、二二四	
資本金	四〇八、五五三	
資本剰余金	九三、七四八	
資本準備金	九三、七四八	
利益剰余金	二、二六〇、九二二	
利益準備金	五五、八九八	
その他利益剰余金	二、二〇五、〇二三	
評価・換算差額等	一一二、八四八	
その他有価証券評価差額金	一一二、八四八	
合計	四、四一八、二七七	

（注）当期純利益　二六九、〇一二

平成二十五年十月七日

東京都港区新橋六丁目一番一一号

株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ

代表取締役　新家　俊英

配当公告

千葉県香取郡東庄町小南二二六五番一

破産者　ディーエス工業株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年（フ）第二〇六七九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、七八六、二三八、三一〇円

一、配当することのできる金額

金二〇、一七一、一九六円

平成二十五年十月七日

東京都千代田区丸の内二―四―一丸の内ビルディング一〇階　岩田合同法律事務所

破産管財人　安部　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市甲子町第四地割一〇二番地二、最後の住所岩手県盛岡市茶畑一丁目一番四―七〇五号　被相続人　亡　髙橋　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

岩手県盛岡市中央通一―一―一七第二大通ビル五階セントラル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市弘法坦五四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嘉齊　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月七日

福島県郡山市麓山一丁目七番一六号

相続財産管理人　渡邊　真也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十月七日

兵庫県西宮市津門呉羽町二番三九号

（甲）株式会社万食品

代表取締役　坂本　州正

兵庫県西宮市津門呉羽町二番三九号

（乙）有限会社万垂水フーズ

代表取締役　和田　賴光

第25期決算公告　平成25年10月7日

兵庫県西宮市津門呉羽町2番39号

株式会社万食品

代表取締役　坂本　州正

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	61,822
	固定資産	13,618
	合計	75,440
負債及び純資産の部	流動負債	20,728
	固定負債	19,829
	負債の部合計	40,557
	株主資本	34,882
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,882
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	24,382
	（うち当期純損失）	(5,614)
	純資産の部合計	34,882
	合計	75,440